

| | | | |
|---|---|-------------------------|--|
| 会議名 | 第 24 回 堺市同和行政協議会 | | |
| 令和5(2023)年1月31日(火) 午後1時00分～午後2時40分 | 会議場所 | 堺市立人権ふれあいセンター 2階多目的室 | |
| 出席者 | | | |
| <p>(委員)</p> <p>井上和希委員、田村登貴子委員、中田理恵子委員、中村昭彦委員、山田一幸委員、久保洋子委員、白本忠史委員、納谷通弘委員</p> <p>池田克史委員、上村太一委員、大林健二委員、小野伸也委員、加藤慎平委員、小堀清次委員、白江米一委員、野里文盛委員、藤本幸子委員、餅木哲郎委員</p> <p>(堺市)</p> <p>光齋市民人権局長、懸樋人権部長、出野人権企画調整課長、浅田人権企画調整課参事、福田人権企画調整課長補佐、植田人権企画調整課主幹、中崎人権推進課長補佐、太田学校教育部部理事、森内人権教育課長、橋本産業戦略部長、北口雇用推進課長、藤澤長寿社会部長、杉中長寿支援課長</p> <p>(傍聴人) 1人</p> | | | |
| 案 件 | <p>1. 堺市の同和問題について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 舩松人権歴史館の見学 ・ 堺市の同和行政に係る歴史的経過 ・ 第3期堺市人権施策推進計画の概要等 <p>2. 同和問題解決に資する施策事業の効果的な取組について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共同浴場における不祥事案を発端とした差別事象を事例として意見交換 <p>3. その他</p> | | |
| 会 議 内 容 | | | |
| 事務局 (植田人権企画調整課主幹) | <p>定刻になりましたので、ただいまより第 24 回堺市同和行政協議会を開催させていただきます。</p> <p>本日は、皆様ご多忙のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。進行を務めます人権企画調整課の植田です。よろしくお願ひします。</p> <p>本日は、18 人の委員が出席されております。なお、井藤委員と小山委員が本日は欠席の旨ご連絡をいただいております。また、中村委員が所用で 30 分ほど遅れる予定でございます。</p> <p>本協議会は条例第 5 条第 2 項の規定による定足数に達していることをご報告申し上げます。</p> | | |

| | |
|-------------------|--|
| <p>光齋市民人権局 局長</p> | <p>また、新型コロナウイルス感染症対策のため、行政側の出席を必要最小限としておりますこと、ご理解いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>まず、会議に先立ちまして、今月 1 月 1 日付けで新しくご委嘱申し上げた委員をご紹介させていただきます。</p> <p>堺市同和行政協議会条例第 3 条第 1 項第 1 号に定めた委員、井上和希委員でございます。</p> <p>なお、お手元に委員名簿を置かせていただいております。ご確認のほどよろしくお願いたします。</p> <p>それでは、開会にあたりまして、光齋局長より一言ご挨拶を申し上げます。</p> <p>改めまして、皆様こんにちは。市民人権局の光齋でございます。</p> <p>皆様におかれましては、平素から同和行政をはじめとする本市人権行政の推進に格別のご理解とご協力を賜りまして本当にありがとうございます。厚くお礼申し上げます。</p> <p>また本日は大変寒い中、人権ふれあいセンターまでお越しくださいますして誠にありがとうございます。</p> <p>前回第 23 回は、新しい取組としまして委員の皆様をはじめ、職員も参加させていただきながら、映画「私のはなし 部落のはなし」をご覧いただきました。</p> <p>また本日の会議では、「堺市の同和問題について」、それから「同和問題解決に資する施策事業の効果的な取組について」を案件とさせていただく中で、後ほど舳松人権歴史館の見学も行っていただきます。</p> <p>堺市では、市政運営の大方針である「堺市基本計画 2025」の基本姿勢に「～Diversity～」多様性を掲げまして、すべての施策を平和と人権を尊重する視点をもって進めることで、個々を尊重し認め合い、それぞれの人々が活躍できる都市をめざしています。</p> <p>皆様とともに、全ての人の人権が尊重される社会の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えておりますので、委員の皆様におかれましては、それぞれの専門の立場から活発なご意見を賜りますようお願いを申し上げます。簡単ではございますが私のご挨拶とさせていただきます。</p> <p>本日はどうぞよろしくお願いたします。</p> |
|-------------------|--|

| | |
|------------------------------|---|
| <p>事務局 (植田人権企画調整課主幹)</p> | <p>それではここからの進行は池田会長にお願いします。</p> |
| <p>池田会長</p> | <p>皆様、改めまして、こんにちは。本日は、同和行政協議会にご出席いただきありがとうございます。</p> <p>いま光齋局長からもお話がありましたように、10月の会議におきまして、人権ふれあいセンターでの開催、舩松人権歴史館の見学等のご意見がありましたので、本日はこのような開催となりました。</p> <p>前回の協議会では、同和問題解決に向けた取組に関する議論を効果的に進めるため、同和問題についてより理解を深めることを目的として、映画「私のはなし 部落のはなし」をご視聴いただいた後に、本協議会会長宛てに届きました要望書について、委員の皆様と情報共有を行いました。</p> <p>本日はこの後、歴史館の見学をしてから、これまでの同和行政に係る歴史的経過や、第3期堺市人権施策推進計画の概要など、堺市の同和問題について理解を深めていただきまして、そして、同和問題解決に資する施策事業の効果的な取組について、皆様にご協議をいただきたいと思っております。どうかよろしくお願いたします。</p> |
| <p>事務局 (植田人権企画調整課主幹)</p> | <p>この後、30分程度、舩松人権歴史館の見学をしていただきます。学芸員による解説も行う予定です。</p> <p>この舩松人権歴史館は、堺の被差別部落の歴史を通して、部落問題を自分の問題として学ぶ施設となっております。</p> <p>部落差別の撤廃と人権の確立をめざして、歴史資料を調査・収集・保存・研究し、その成果を展示公開・情報提供しております。</p> <p>5月14日(日)まで「時のながれを未来につむぐー地図や写真で見る舩松のいま・むかしー」をテーマに企画展も開催されています。</p> <p>なお、見学についての注意事項ですが、写真撮影はご遠慮いただきますようよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、お荷物はそのまま、貴重品等をお持ちいただき、1階の「舩松人権歴史館」へご移動をお願いします。</p> <p>なお、局長は公務のため、ここで退席させていただきますので、よろ</p> |

| | |
|----------------------|--|
| 池田会長 | <p>しくをお願いします。</p> <p style="text-align: center;">【委員 舩松人権歴史館へ移動】</p> <p style="text-align: center;">【委員 舩松人権歴史館見学】</p> <p>皆様お疲れ様でした。ここから着座にて失礼いたします。</p> <p>舩松人権資料歴史館の見学は皆さんいかがでしたでしょうか。本市の被差別部落の歴史を通してご自身のこととして考えていただける内容だったと思います。</p> <p>それではただいまより会議に入らせていただきます。</p> <p>はじめに、本日の会議録の署名につきましては、以前より署名人については会長ともう 1 名ということになっておりますので、私ともう 1 名、五十音順で前は上村委員でしたので、今回は大林委員にお願いします。</p> <p>それではまず、堺市の同和行政についてももう少し認識を深めたいと思っておりますので、これまでの堺市の同和行政に係る歴史的経過について事務局から説明をお願いします。</p> |
| 事務局 (浅田人権企画調整課参事) | <p>本市の同和行政にかかる歴史的経緯についてご説明いたします。</p> <p>資料 1 をご覧ください。</p> <p>昭和 40 年 8 月、国の同和对策審議会において、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。…その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」と答申が出されました。</p> <p>この答申の趣旨を受けて、国においては昭和 44 年 7 月に「同和对策事業特別措置法」が施行され、同和对策事業を迅速かつ計画的に推進することが国及び地方公共団体の責務であることが規定されました。</p> <p>本市でも、国及び府の答申並びに特別措置法の意義を踏まえて地元の協力のもと、昭和 46 年 8 月に堺市同和对策長期基本計画を策定しました。その後、昭和 47 年 12 月堺市同和对策事業総合計画を策定しました。</p> <p>総合計画策定後、当初計画していた住宅建設をはじめとする生活関連基盤の整備や各公共施設は整備され、生活環境改善事業は完了しまし</p> |

た。

一方、同和行政の推進にあたっては、より広く市民の理解を得て、総合的かつ効果的な同和行政の推進に資するため、昭和 52 年 12 月に堺市同和対策協議会〔平成 14 年 10 月 1 日から堺市同和行政協議会〕を設置しました。本市は同和対策協議会より出された数次にわたる答申に基づいて、実態的差別の解消を図るための諸施策の推進、また、人権意識の高揚を図り同和問題に対する正しい理解と認識を深める啓発活動を積極的に進めてきました。

平成 8 年の国の地域改善対策協議会の意見具申では、「同和問題は多くの人々の努力によって、解決に向けて進んでいるものの、依然としてわが国における重要な課題である」また、その解決にあたっては、「従来の対策を漫然と継続していたのでは同和問題の早期解決に至ることは困難である」と指摘されました。

本市においても、これまで実施してきた同和対策事業の成果の上に立ち、未来を展望した同和問題解決の新たな方向性を見極めることが重要であることから、平成 9 年 2 月に堺市同和対策協議会から出されました「堺市における今後の同和行政のあり方について」の答申の趣旨を踏まえ、人権の視点から総合的な行政を推進するため、平成 10 年 3 月に「堺市同和行政基本方針」を策定し、さらに平成 11 年 3 月に同方針の具体化のための分野別「堺市同和行政推進プラン」を策定しました。これら基本方針、推進プランに沿った施策展開を進め、一般対策の有効かつ適切な活用を図り、同和対策事業の改革に取り組んできました。

同和対策事業は、本来一般施策で実施すべきものですが、地区の生活環境改善や地区住民の生活向上が緊急の課題であったこと、また、こうした課題に当時の一般施策が十分に対応できなかったことから、これまで地区や地区住民を対象に特別措置として実施してきたものです。

つまり、緊急の課題として、また、一般施策を補完するために対象を限定して取り組んできたことにより、生活環境改善や住民生活の向上に極めて大きな役割を果たしてきました。

このように実施されてきた同和対策事業ですが、その根拠となった特別措置法が平成 14 年 3 月末に失効し、特別措置による「同和対策事業」は終了しました。

その際、平成 14 年 2 月に堺市同和対策協議会から意見具申「堺市における今後の同和行政のあり方について」を受け、この提言の趣旨を踏ま

| | |
|------------------|--|
| | <p>えた上で、平成 16 年 3 月、「堺市同和行政基本方針」を改定し、「堺市同和行政推進プラン」に代わるものとして、「今後の施策の推進方向」を策定しました。</p> <p>これにより、同和地区や同和地区出身者に対する結婚や就職等に現れる差別意識や忌避意識の解消、個々の人権が尊重される社会の実現をめざすための人権教育・啓発の推進、人権が侵害された被害者に対しての救済施策の推進や同和地区内外住民の交流促進を図るコミュニティづくり、また実態等調査結果に現れている様々な課題の解決に向けた取組を、これまでの成果を損なうことのないよう配慮し、財政状況をも考慮しながら一般施策による人権尊重の視点に立った取組を、総合的かつ計画的に推進していくこととなりました。</p> <p>平成 18 年度においては「堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例」の施行等、人権尊重を文化として市民生活の中に浸透させていくための取組が進められました。</p> <p>また、平成 28 年 12 月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されたことを受け、本法の基本理念にのっとり、国及び他の地方自治体と連携を図りつつ、引き続き同和問題解決のための施策を推進しています。</p> <p>現在、同和問題の解決に資する一般施策としてはこの人権ふれあいセンターの管理運営のほか、市のホームページをはじめ講演会やパネル展などの人権啓発などを実施しています。</p> <p>また今回参考としまして、本協議会の概要については資料 2 A4 縦長の資料となっております。以上でございます。</p> |
| 池 田 会 長 | <p>説明が終わりました。ただいまの件につきまして委員の皆様方から何かご質問ご意見はございませんか。</p> <p>先ほど舩松人権歴史館でもご説明いただきましたけど、同和対策事業という特別対策から、今は一般施策に移行しているということでありませう。</p> <p>次にお手元に、第 3 期堺市人権施策推進計画の冊子と概要を配布していますが、計画の概要等について事務局から説明をお願いします。</p> |
| 事 務 局 (浅田人権企) | <p>はい。続きまして、第 3 期堺市人権施策推進計画について、ご説明いたします。お配りしております A3 の概要版及び冊子も合わせてご覧ください。</p> |

| | |
|---------------------|---|
| <p>画調整課参 事)</p> | <p>さい。</p> <p>本計画は、堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例第 5 条に基づき、平和と人権を尊重する社会の実現に向け、総合的に施策・事業を推進することを目的とした計画であり、令和 4 年 3 月に策定いたしました。「人権施策推進計画」となっておりますが、具体的な取組内容を記載するアクションプランではなく、中長期的な視野を持ちながら、今後 5 年間における本市の取組についての基本的な方向性を示すものです。</p> <p>また、本計画は、「堺市基本計画 2025」、「堺市 SDGs 未来都市計画 (2021~2023)」のもと、前の第 2 期計画の成果と課題や、国内外の社会情勢の変化などを反映し、策定いたしました。</p> <p>続きまして、本計画では、本市が「めざす社会」として、「人権が文化として確立された社会（共生社会）」の実現としており、基本的視点として、「多様性」、「包摂性」、「持続可能性」を掲げております。</p> <p>次に、人権施策推進への基本の取組といたしましては、「人権教育・人権啓発」、「人権擁護・相談」、「様々な人権問題への取組」、そして「国際平和実現への貢献」という 4 つの取組を総合的に推進いたします。</p> <p>同和行政協議会ですので、「様々な人権問題への取組」としまして、同和問題について記載したページがございますのでご説明いたします。冊子の 15 ページをご覧ください。</p> <p>15 ページの下に【方向性】について記載しております。</p> <p>方向性として、16 ページの 2 行目に同和問題を人権問題という本質からとらえ、市民が主体的に解決して取り組む必要があると記載しています。</p> <p>次に【現状と課題】ですが、これまで「同和対策事業特別措置法」（いわゆる特措法）に基づき特別対策を実施し、特措法失効後は、一般施策として事業を行っております。</p> <p>また、平成 28 年（2016 年）部落差別のない社会を実現することを目的とした部落差別解消推進法が施行されました。現在もなお部落差別が存在し、身元調査やインターネットにおける特定個人や不特定者を対象とする誹謗中傷等の差別表現が存在しており、令和 2 年（2020 年）に実施した堺市人権意識調査では、自分の子どもが同和地区の人と結婚しようとした際に「親として反対する人は 18.8%、住宅を購入、賃貸する際に「同和地区にある物件を避けると思う人」は 34%など忌避意識が未だ残</p> |
|---------------------|---|

| | |
|-------------|--|
| <p>池田会長</p> | <p>っているということがわかりました。</p> <p>17 ページ【堺市の取組】では、市民を対象とした啓発事業、職員や児童への研修を通じた理解促進を図っており、またインターネットモニタリングを実施して書き込みを調査し、法務局への削除要請を行っていません。</p> <p>また地域の団体とも連携を図りながら、まちの活性化のための取組を行っております。</p> <p>最後になりますが、P32 をご覧ください。計画を推進するための体制について記載しております。</p> <p>庁内の推進体制といたしまして、本市では人権施策を総合的かつ効果的に行うため、「堺市人権施策推進本部」を設置し、本市の人権施策の基本的事項や各局が行う施策について、人権の視点で実施状況を確認し、全庁的に連携を図っています。通常は同本部常任委員会に設置されている幹事会で毎月、電子メール又は対面で啓発イベントや研修会参加等の連絡調整及び情報共有を行っていません。</p> <p>教育部会は、教育委員会が所掌する事務に係る人権施策を推進するため、同本部常任委員会の中に設置されており、毎年 1 回、前年度の取組状況や当該年度の取組計画などを協議し、情報共有等を行っていません。</p> <p>また、必要に応じて、本部会議や常任委員会を開催し、人権施策の推進を図っています。これら庁内での推進体制のほか、市民や様々な団体、各自治体と連携しながら、効果的な人権施策を推進しています。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ただいまの件につきまして、委員の皆様から何かご質問ご意見はございませんか。</p> <p>では、資料 2 をご覧ください。この堺市同和行政協議会の概要の資料であります。</p> <p>もちろん皆様もご理解いただいているかと思いますが、図示しているところをご覧ください。市長、あるいは教育委員会教育長から、諮問を受け、答申あるいは意見具申をするということが我々に課せられた大きな取組の一つであろうと思います。下の年月をご覧くださいいただけますように、平成 14 年の 2 月の意見具申以降、20 年以上これらが行われていないというところです。</p> <p>もちろん特段その必要性がなかったのかもわかりませんが、こういっ</p> |
|-------------|--|

| | |
|------------------------------|--|
| <p>事務局 (浅田人権企画調整課参事)</p> | <p>たことも含めて皆様と考えていきたいと思っております。</p> <p>それでは、前回の会議で委員の皆様と情報共有をしました要望書に關しまして、前回は会議で事務局へご依頼いただいた事項がいくつかありますので、それについて事務局からご報告をお願いいたします。</p> <p>はい。それでは、相談について、地域団体の対応状況と人権ふれあいセンターでの対応状況についてご説明申し上げます。</p> <p>まず、地域の団体の対応状況ですが、聞き取り等を行いました、相談者の個人情報であり、かつ、今後安心して相談に来てもらいたいということから、相談の有無について情報提供は差し控えたいということでございました。</p> <p>また、人権ふれあいセンターには該当する相談がありましたが、対応に不備があり、対応担当職員へ適切な相談対応に係る研修や指導等はされ、適切な処理が行われていたことを確認しております。</p> <p>市としては、今回、指定管理者職員の相談の対応に不適切な点はあったが、この件以外に過去に相談に対する苦情等は確認されていないことから、今回の事案を真摯に受け止め、今後適切な相談対応を行うよう指導を行いました。以上でございます。</p> |
| <p>池田会長</p> | <p>まず、この点につきまして、前回の会議で竹田委員、小堀委員から宿題をいただきました。このような報告ですが、よろしいですか。</p> <p>よくわからないのは、相談の有無について情報提供は差し控えたいということですが、差別事象に関しては、関係機関が連携して事実確認や学校との調整、差別発言をしたその対象者への啓発・再発防止の取組、差別発言をされた方のサポート等を行ってきたけれど、要望書に「どこよりも取り組むべき地域の団体が何もせずに」というところにこだわっておられて、それを確認してほしいと竹田委員がおっしゃっておられた。その回答が、相談の有無についての情報提供は差し控えたいということはあったか、なかったか、わからないということ。わからないというか、それさえもお答えできないという報告でよろしいですか。</p> |
| <p>事務局 (浅田人権企画調整課参事)</p> | <p>はい、そうでございます。</p> |

| | |
|--------------|--|
| 事) | |
| 池田会長 | <p>はい。よろしいですか。</p> <p>では、次に共同浴場の職員の再発防止に向けた改善状況のご報告をお願いします。</p> |
| 杉中 長寿支援課長 | <p>共同浴場所管しております長寿支援課の杉中と申します。</p> <p>先般、ご説明申し上げました共同浴場における不祥事について、指定管理業務の改善状況についてご報告申し上げます。</p> <p>改善にあたりまして、指定管理者であります堺市就労支援協会に対しまして、原因や再発防止策を検討していただいた上で改善計画書を作成するよう指示をしておりました。その改善計画書に沿いまして、改善を実施しておりますので、その取組状況についてご報告をいたします。</p> <p>まず一つめとしまして、改善に向けての謝罪と信頼回復に向けての決意表明、二つめとしまして、共同浴場の従業員、協会職員、役員のコンプライアンス研修やサービス規律に関する研修の実施、三つめとしまして、隙間の時間を活用するための業務マニュアルの再整備、四つめとしまして、組織的なチェック機能の強化、五つめに、人員体制の適正化、六つめに、職場環境の改善、七つめに、出退勤管理のシステム化、八つめに苦情・要望対応の仕組み作り。以上の8項目につきまして、再発防止、さらなるサービス向上に向けて継続して取り組んでいるところでございます。</p> <p>共同浴場における不祥事の改善実施状況については、以上でございます。</p> |
| 池田会長 | <p>はい。委員の皆様方から何かご質問やご意見はございませんか。</p> <p>小堀委員。</p> |
| 小堀委員 | <p>はい。1点質問があります。先ほどいただいた資料の沿革では、昭和46年に「布袋温泉開設」とありますが、我々は先ほど、舳松人権歴史館においてこの地域の運動はお風呂から始まったと説明を受けました。いただいた資料の沿革には、それまでの歴史がすっぱり抜け落ちているので、どう連動するのが全くわからないので、口頭でも結構なのでご説</p> |

| | |
|---------------|--|
| | <p>明いただけますか。</p> |
| 杉 中 長寿支援課長 | <p>はい。1 階の舳松人権歴史館で説明をお伺いしたとおり、1903（明治 36）年に地域の方の共同出資によりまして、共有の浴場、布袋湯が開設してございます。</p> <p>その後、地域の共同経営により、運営をされておりましたけれども、堺市同和対策事業総合計画が策定されたことに伴い、同和対策事業の一環である生活環境改善事業といたしまして、堺市立の共同浴場布袋湯温泉を昭和 46 年に開設いたしました。それ以降、市直営で運営してきたものでございます。以上です。</p> |
| 池 田 会 長 | <p>今の説明は、先ほどお配りしました追加資料の沿革の欄をご覧くださいと思います。</p> <p>小堀委員、よろしいですか。</p> |
| 小 堀 委 員 | <p>もう少しお聞きします。布袋湯温泉は、あと 10 年ほどで築 60 年になると聞き及んでいます。</p> <p>この沿革にある昭和 46 年に、明治 36 年からずっと地域の方が運営してきたものを堺市は引き継いだのか、あるいはそれとは別のものを建てて、名称だけを引き継いだのかそのあたりはいかがですか。</p> |
| 杉 中 長寿支援課長 | <p>昭和 46 年に新しく建てて、名称を引き継いで運営を開始したものでございます。</p> |
| 池 田 会 長 | <p>小堀委員。</p> |
| 小 堀 委 員 | <p>同和対策事業特別措置法施行のとき、この地域一帯を市有地にした、でも、それ以前は地域の共有財産だったということは、建物だけではなく、土地についても堺市は地域から無償譲渡を受けたという理解でよろしいですか。</p> |
| 池 田 会 長 | <p>それは今、わかりますか。</p> |
| 杉 中 | <p>申し訳ありません。詳細までは把握してはおりませんが、地域の方の</p> |

| | |
|--------|--|
| 長寿支援課長 | 共同出資で設立された布袋湯は、今の共同浴場布袋湯温泉とは別の場所にあったと聞いております。 |
| 小堀委員 | ただ地域の中にあったのは、事実ではないですか。 |
| 池田会長 | 井上委員は何かご存知ですか。 |
| 井上委員 | <p>僕のわかる範囲でのお話になりますが、地域の方が共同出資をして建てた布袋湯の場所は、現在の願専寺北側のスペースと言われています。</p> <p>僕も聞いたお話ですので、実際の話はわかりませんが、同和対策が始まって以降、土地も地域の方が共同で出資したという経過があるなか、堺市が所有することはできなかったと聞いたことがあります。それが本当なのかどうかは、資料も残っていないというふうに伺っているので、はっきりとはわかりません。</p> <p>だから、現在もその場所だけ整備されておらず、大きな木が立ち、道路や歩道まで枝がのびてくることもあり、堺市の方で剪定していただいたりしていますが、手付かずの状態になっているというのが現状ですので、多分そういうことではないかと僕は理解しています。以上です。</p> |
| 池田会長 | 中田委員。 |
| 中田委員 | <p>補足説明ではありませんが、先ほど舳松人権歴史館でいただいた地図をお開けいただけますでしょうか。今日フィールドワークができればよかったですのですが、地図の番号で言いますと、4番阪田三吉顕彰碑、その横に5番願専寺とあります。</p> <p>阪田三吉顕彰碑から願専寺寄りのところに、森のような大きな木があります。そこに布袋湯跡という碑がありまして、碑の説明書きには、地域の方 371 人が共同出資したとなっています。明確にはわかりませんが、その末裔をたどっていくと、所有権は非常に大変なことになるので、現在は、地域の中でそのまま放置された状態となっております。</p> |
| 小堀委員 | ありがとうございました。 |
| 池田会長 | 他にご意見はありますでしょうか、いかがですか。 |

| | |
|-----------------------|--|
| <p>杉 中 長寿支援課長</p> | <p>先ほど、共同浴場の職員の不祥事に対しての再発防止に向けた改善状況の報告がありましたが、処分を受けた職員について改めてどうこうということではありません。ただ、前回の会議で皆様と共有しました要望書には、このように書かれております。</p> <p>同和問題をはじめ、共同浴場を運営している指定管理者を受けている堺市就労支援協会の定款には、「同和問題をはじめ、あらゆる人権問題の解決と地域振興に資することを目的とする」と掲げられているにも関わらず、部落差別を誘発し、地域及び地域住民が差別されていることに関して、憤慨しているという要望書でした。その差別事象というのも前回の会議で皆様にご紹介をさせていただきました。</p> <p>今は同和対策事業ではなく、一般対策事業としてあるこの堺市立共同浴場「布袋湯温泉」において職員の不祥事から差別事象が誘発されるという事象が起きたというところです。これは我々、同和行政協議会としても看過できない件であったため、今回は共有し、今日ここに至っているわけであります。</p> <p>本日、この人権ふれあいセンターにお越しになったのは初めてという委員もおられましたし、共同浴場「布袋湯温泉」がどういう運営をされているのかということもご理解されていない委員もおられると思いますので、担当者の方からご説明をお願いしますか。</p> <p>はい。では改めまして、共同浴場の施設の沿革、利用状況等について、配布させていただきました資料に沿ってご説明を申し上げます。</p> <p>施設の沿革につきましては、先ほどもご説明したところですが、明治36年地域の方の共同出資によって設立されました布袋湯が、その後共同経営によって運営されてきたものを、昭和46年堺市立共同浴場布袋湯温泉として新たに市直営で開設をしております。</p> <p>この後しばらく市直営での運営をしてきましたが、平成13年からは堺市同和地域振興協会、現在の堺市就労支援協会へ管理運営の委託をいたしました。</p> <p>平成18年には指定管理者制度に運営方法を変更し、堺市就労支援協会を指定管理者に指定し、現在も運営を行っているところです。</p> <p>次に施設概要につきましては、施設の設置目的として堺市立共同浴場条例第1条に掲げておりますとおり、住民の保健衛生の向上および生活環境の改善を図るために設置している施設でございます。その他の概要</p> |
|-----------------------|--|

| | |
|------|--|
| 池田会長 | <p>については表に記載しているとおりでございます。</p> <p>続いて施設の利用状況につきましては、令和元年度まで減少傾向ではありましたが、ここ最近は少し回復いたしまして、1日あたり平均で260人程度の方が利用される状況が続いているところです。</p> <p>また施設の収支状況につきましては、概ね、市の指定管理料が約4000万円、利用料金が約2000万円、合わせまして合計6000万円程度の収入で、この共同浴場、この事業を実施しております。共同浴場の概要説明については以上でございます。</p> <p>ありがとうございます。いま概要の説明をいただきましたけれど、元々は部落改善運動ということで、環境、風紀、生活状態を改善するため大きな目的だったということです。</p> <p>今、説明があったように設置目的は、住民の保健衛生の向上及び生活環境の改善を図るためとなっております。</p> <p>私が市の市営住宅担当課に確認したところ、現在、改良住宅建替も含めて、地域の市営団地は、8割がた家風呂であると聞いております。</p> <p>そして、この地域内に60歳以上は利用料無料の老人福祉センターもあるので、高齢者の方はおそらく、老人福祉センターを利用されているのではないかと思ったりもするのですが、僕もその辺りの認識はないので、どうですか。</p> |
| 中田委員 | <p>はい。現在、一般では銭湯の入浴料が480円から490円ですが、布袋湯では250円ということもございまして、地域の方だけではなく、この地域周辺に在住するご高齢の方々が来られたりしております。</p> <p>余談になりますが、いよやかなの里でお風呂に入ったとき、お喋りをしていた高齢の方が、「私の家の近所にもいい風呂があるんやで、安くてありがたいわ」という話があり、聞いていると、布袋湯のことだったということもあり、割と地域の方だけではなく、地域周辺のご高齢の方がたくさんご利用になっていると思います。</p> |
| 池田会長 | <p>中田委員がおっしゃるように銭湯の入浴料は490円でこの共同浴場布袋湯温泉の場合は250円と、約半額でお風呂に入れるということです。</p> <p>しかしその分、市の持ち出しの指定管理料がおよそ4000万円であり、利用者数換算すると、1人当たり500円を市が負担しています。</p> |

| | |
|------|--|
| 井上委員 | <p>先ほどおっしゃっている地域の方だけではなくて遠方の方も来られているというところですね。</p> <p>振り返って、先ほども申し上げましたが、堺市就労支援協会の定款にある目的に同和問題解決にと言っているにも関わらず、書込みが6件、ネットで検索するとたくさんの差別事象が起きてしまったという現状は、やはり大問題だと思っております。</p> <p>皆様の方から現状も含めて、市の事業でもあり一般施策としての布袋湯温泉について何か、ご意見はございませんか。</p> <p>井上委員。</p> <p>はい。堺市就労支援協会の不祥事の関係については、もちろんこれからの取組の中で信頼回復に努めていただきたいところではあります。その中で差別事象が出たというところは、僕の認識と少し違っているところがあります。</p> <p>要するに差別される側の問題というふうな、聞こえにもとれるように感じました。</p> <p>そうではなくて、やはり差別する側の意識であったり、書込みをしている人たちにどのようにアプローチしていくのかというのが、僕はこれからすごく大事な部分になるというふうに感じております。</p> <p>僕もインターネットの書込みを拝見させていただきましたが、やはり知らない人たち、部落問題に関しても、知識としてあまりない方々や偏見などそういう冗談の部分で書込みをしているっていう印象がすごく強く、無知、無自覚、無関心であるところが、差別を誘発してしまっていると思いますので、やはりそういう意味では、布袋湯温泉で言えば、先ほど中田委員からもあったように、地域周辺の方々が、たくさん利用していただいて、その中で実際にこの地域に足を運んでもらって、地域の人たちと交流をしたり、実際にこの地域の様子を見てもらうというのは、一つの大きな啓発になっているのではないかなと思います。</p> <p>そういった意味では布袋湯温泉は啓発の役割があり、堺市の取組の中で、いま以上の啓発に繋がり、伸びしろはあると感じております。そういった取組をこれから皆様と一緒に考えていきたいと考えております。以上です。</p> |
| 池田会長 | <p>ありがとうございます。先ほどから遠方からも来られているという</p> |

| | |
|---------------|--|
| | <p>ことですが、地域以外の方の利用状況はわかりますか。なかなか難しいですね。</p> |
| 中 田 委 員 | <p>チケットを買うだけですから。</p> |
| 池 田 会 長 | <p>そうですね。</p> |
| 杉 中 長寿支援課長 | <p>入場にあたっては、自動券売機で券をご購入いただいて、入浴いただくといっただけでございますので、特段どこから来られたみたいなアンケートもとしてはございませんので把握はできておりません。以上です。</p> |
| 池 田 会 長 | <p>井上委員、誤解していただきたくないのは差別される側の問題という意識で、私が皆様にお聞きしているのではなくて、事象としては差別事象が生まれてしまった。その発端として、残念なことながら堺市就労支援協会が指定管理者として取り組んでる共同浴場で起きてしまったということです。</p> <p>この概要も含めて、全般として皆様にどう捉えていただくか、僕は大事なことじゃないかなと思っております。</p> <p>まさに井上委員がおっしゃっていたことや、これまでの過去の答申でも地域交流がすごく大事だということです。</p> <p>私もこの会議前に、共同浴場で地域交流という観点でどんな取組をしているのか聞きました。特段何かやっているわけではない。むしろ、何かそういう新たな取組のご提案などもいただけたらすごくいいかなとは思いますが、その辺りはいかがですか。</p> |
| 井 上 委 員 | <p>いまは具体的なものがなかなか出てこないですが、やっぱり知ってもらうきっかけ作りは必要のかなと私は考えておまして、いまであれば例えば、SNS を介しての情報を得ている方が多いので、それこそ子どもたちでもスマホで SNS を使っているので、そういったところの媒体を介しての情報提供が僕はすごく大事だと思います。</p> <p>実際に、いま新聞を読むという行為よりも、ネットニュースを見たり SNS を使い情報を吸収する人が多いと思うので、例えば、堺市でもいろいろな SNS を使っていると思うので、そこにふれあいセンターの情報を一</p> |

| | |
|------|--|
| 池田会長 | <p>緒に共有してもらおうとか、そういった繋がりを作れるような、人間関係を作れるような取組の強化が良い方向に進み、またいろいろなものが見えてくるのかなと感じております。以上です。</p> <p>ありがとうございます。SNS を多用するということですね。いろいろなツールがあると思うので、検討していくべきだと思います。</p> <p>小堀委員。</p> |
| 小堀委員 | <p>はい。池田会長の方からの意見具申が長くはなされていないということについての問題は、私も共有をさせていただくところです。</p> <p>もし、仮に布袋湯温泉も 10 年もすれば築 60 年という中で、どうしたものですかというような諮問等があれば、積極的に大いに議論もしたいと思います。いま、築 100 年近いようなお風呂をリニューアルして、サウナも併設して、地域の高齢者のコミュニティの核にするなんていうのもソーシャルキャピタルの世界では当たり前だと思います。</p> <p>ただ、大事な点は布袋湯温泉については、この資料では昭和 46 年からしか出てこないというのも甚だ非常に不満足であります。明治 36 年から載っているのであれば、いまの地権者がどうなっているのかということも当然市であれば、法務局に行けば調べられるわけだし、やっぱりこの非常に長い歴史的経緯のある施設だということは、一つ押さえないと。突然、46 年に市が風呂を建てたわけではないということと、あともう一つはそれを現在、令和 3 年から指定管理者を我々市議会が議決をして、指定管理をさせているということは、私ども議会にも応分の責任はあると思うのです。</p> <p>堺市就労支援協会において、あるまじき事態が起こったことは、これは断じて許されるべきことではないし看過できないし、自助努力を求めたいし、またそこを指定管理にお出しになるという判断をされた部局も、あるいは我々議決をした議決機関もしっかりとオブザーベーションしていかないとと思うのです。</p> <p>ただ、とは言え、その事象を持って、例えばですが、どことは言いません、私、泉北ですが、少し行けばもう狭山です。何十年と経営していた大きなお風呂屋がいま閉まったままで、あれがどうなるんだって噂で、ネット上で、ああなるこうなるってあるのです。私はそれと同じような話であって、あくまでもその事象が起こったことに対して、たまた</p> |

| | |
|------|--|
| | <p>まこの地域だったということで、書き込まれたことに対してどうするんだということは、当然考えていかないと思うのです。</p> <p>ただ一方で、一般施策でとおっしゃるけれども、会長が 8 割を家に風呂があるというふうに住宅から聞かれたと聞いていますけれども、私、住宅改良からはあくまでもそれは目視でしか確認できていないと。</p> <p>実際に、改良住宅の中で何軒のご家庭にお風呂があるのかっていうことは、市すらも把握していないというのは、私はおかしいと思うし、同様のようなことが、本市で起きているのか、少なくとも、例えばですが、府営住宅であれば、いまお風呂がないというのは、同時期に出来た泉北ニュータウンではない話だし、その辺りは一般施策と言っても、ギャップというものが厳然として存在をしているということは理解をすべきではないかということは、すごく思いました。今回の書込みは本当に許されるべきことではないし、書込みをどう防止していくのかということと、この堺市就労支援協会の不祥事と、それに対する対応は切り分けて考えられるべきではないのかなと思います。</p> <p>この同和行政協議会とはなんぞやということがここの概要にあります。我々から、一体この場ではそのうち何を議題とすべきなのかということは、よく考える必要があるのではないかなというのを感じました。以上でございます。</p> |
| 池田会長 | 意見ということでいいですか。 |
| 中田委員 | <p>いまの小堀委員の意見と非常に似ているものにはなりますが、私もやっぱり施設を運営しているところの不祥事問題と、今回起こった差別事象はやっぱり別立てで考えるべきであると思います。</p> <p>この同和行政協議会においては、本市における同和問題の解決をめざすということが一番大きな目的でありますので、そこにやっぱり重点をおいた議論をなされるべきではないでしょうかというのが私の提案であります。</p> <p>それに加えて、以前から鳥取ループ示現舎がもう既にこの地域を勝手に撮影し「部落探訪」というものに投稿されていたのです。当事者のOKもなしに晒すのは非常に人権侵害だということで長らく裁判をやってまいりました。まだ裁判途中ですけれども Google 社が動画掲載を取りやめようということで取り下げています。だからいまは「部落探訪」</p> |

| | |
|-------------|---|
| <p>池田会長</p> | <p>は見られない。別のサイトで見られるかもしれないですが、一応そういう状況になっております。</p> <p>そういうことを考えた場合に、政府の方で改正プロバイダ責任制限法が施行されていますし、大阪府の方でもインターネット上の人権侵害防止条例が施行されています。ということで加害者にもならないし被害者にもならない、そういう啓発を市民にしていかなければならないと私は思います。</p> <p>その中で、ネット上の誹謗中傷や差別防止に対する堺市の条例化、そういうものを取り組んでいくべきではないか、同和行政協議会でそういったことの声을上げていくべきではないかというふうにも考えます。</p> <p>それともう一つ、ネット上の被害に遭った人は、自分で告発しないと侮辱罪しかないので、その救済を求めると言ってもなかなかしんどい状況です。そういった人に寄り添う法律相談や支援、これは部落差別に限りません。DVとか、性的マイノリティの問題も含めて堺市の条例が本当に必要ではないかと思います。</p> <p>行政として何ができるか、加害者から被害者をどう守るのかということを考えていく必要があるのではないかと思います。</p> <p>それから被害を受けた市民を積極的にサポートする手立てやサービスの充実を考えていくべきではないかというふうに思っています。以上です。</p> <p>はい、ありがとうございます。差別事象をおこさないための条例化というようなご提案もありました。</p> <p>今日はもう時間も限られており、次回以降で皆さんとまたそういったことも含めて議論していきたいと思っております。</p> <p>ただ、今日の議題案件として、この堺市就労支援協会の指定管理者制度の行っている共同浴場の不祥事案を発端とした差別事象を事例として、あくまでも事例として現在もこの布袋湯温泉は同和行政になっているので、それを前提にして差別事象が生まれたということに関して、皆様と共有を改めてしたかったという意図です。同和行政の一環として、この協議会で考えていきたくったというところが本旨です。</p> <p>今日は様々なご意見もいただきました。他にご意見はありませんか。ご質問でも結構ですけど。よろしいですか。</p> <p>そうしましたら、議案としては以上であります。</p> |
|-------------|---|

| | |
|--------|--|
| | <p>他に報告が事務局からあるということで、組織についてのご説明をお願いいたします。</p> |
| 懸樋人権部長 | <p>会長。</p> |
| 池田会長 | <p>どうぞ。</p> |
| 懸樋人権部長 | <p>少しこの場をお借りしまして、組織改正について説明させていただきます。</p> <p>令和5年4月1日付で組織改正を実施致すこととなりました。堺市基本計画2025に掲げるめざす都市像、未来を創るイノベティブ都市の実現に向け、基本姿勢の一つであります多様性、ダイバーシティをもって、より強力に施策を推進するため、人権部と男女共同参画推進部を統合しまして、ダイバーシティ推進部に。そして人権企画調整課と男女共同参画推進課を、ダイバーシティ企画課に再編いたします。</p> <p>そして同部の事務、ダイバーシティ推進部の事務を所掌いたしますダイバーシティ推進監、これ局長級になりますが、こちらを新設いたします。</p> <p>また、市民活動と密接に関連する現在、男女共同参画推進部に所属しております生涯学習課と公民館を、市民生活部に移管することといたします。これに伴い、同協議会、堺市同和行政協議会ですが、ダイバーシティ企画課の所掌となります。</p> <p>社会情勢の変化に柔軟かつ的確に対応し、持続可能な都市経営を実現するためには、市政運営の大方針である堺市基本計画2025の取組を着実に推進できる効果的かつ効率的な事務の執行体制の構築が必要であります。重要施策の推進体制の強化という観点から、このたびの機構改革を実施いたします。</p> <p>人権意識の向上を機に、ダイバーシティのダイバーシティ社会の構築に向け、精一杯努めてまいりますので、池田会長はじめ、委員の皆様におかれましては引き続きご支援、ご協力のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。</p> |
| 池田会長 | <p>はい。議員は改選がありますので、私もここに戻って来れるかどうかわからないのですが、何かご意見とかご質問はありませんか。</p> |

| | |
|--------|---|
| | <p>ダイバーシティ推進監は、市民人権局長と別におられるということですか。</p> |
| 懸樋人権部長 | <p>そういうことです。</p> |
| 池田会長 | <p>はい。この同和行政協議会のご担当がダイバーシティ企画課に変わるということですか。かつては同和〇〇課だったと思います。</p> <p>人権に変わって、今度はダイバーシティということになります、よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、前回の議事録を、ホームページにまだアップしていませんので、皆様にお配りをしているのですが、私の方からご報告させていただきます。4ページをご覧いただきたいと思います。</p> <p>とある団体からの要望書の写しを配付いただきまして、それから、ずっと事務局、私の発言、そしてご担当から説明をもらったりしました。</p> <p>9ページ最後のところまでですね。「ほかに何かご質問、ご意見やご質問等ありますか」というこの前まで、最初は議事録が、私のところにこのような形で議事録にしたいと思いと、すっぱり抜け落ちておりました。</p> <p>しかしながら、情報公開が基本だと思っておりますので、可能な限り、それはないようにということで、個人が特定されて二次被害が起きるようなことがない程度に修正をして、今日、皆さんにお配りしております。</p> <p>先ほど申しあげました〇〇に対する差別事象のところは削除を当初されていたのです。事務局に削除をした理由を聞いたところ、大阪府から公開するにあたっては非公開を求められていると。このように私が聞きましましたので、決して担当課を信じていないわけではないのですが、念のため、大阪府に確認したところ、非公開を求めたということはありませんとのことでした。</p> <p>これは、担当課である堺市教育委員会が同和行政協議会会長の私に虚偽の報告をしたということでもあります。昨日、教育監、あるいは担当課には厳しく、指摘をしておきました。</p> <p>先ほど、組織改正の提案もありましたが、4月からダイバーシティ推進部ダイバーシティ企画課ということになることにあわせて、今後同和行政協議会を進めていくのに、市の担当課が「寝た子を起こすな」的な対</p> |

| | |
|------------------------------|---|
| <p>事務局 (植田人権企画調整課主幹)</p> | <p>応をしないように。何かを覆い隠すような、隠蔽体質みたいなことがないように同和行政協議会の会長として、市長に強く申入れをしたいと思っております。よろしいでしょうか、皆さん。できましたら副会長にも同席いただければと思います。</p> <p>重ねて申し上げますが、新たな組織改正をするにあたって、ダイバーシティという表現ですね、先ほど条例の制定化のご提案もいただきましたので、同和問題の解決に資する新たな取組を皆様と議論していきたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。</p> <p>次回の会議では、本日の議論を踏まえて、この同和行政協議会の設置の目的であります、同和問題の解決を総合的かつ効果的に促進することについて、皆様とともに意見交換をしていきたいと思っております。</p> <p>事務局から他に連絡事項はありますか。</p> <p>はい。事務局です。</p> <p>次回の会議の開催についてですが、4月に統一地方選挙、6月には堺市長選挙が行われる予定でございます。市議会側の委員様につきましては、5月に役員選挙が行われる予定ですので、6月以降に開催できればと考えています。では、事務局からは以上でございます。</p> <p>以上をもちまして第24回同和行政協議会を終了させていただきたいと思っております。皆様、長時間ありがとうございました。</p> |
|------------------------------|---|